

新型コロナウイルス

—市民の皆さんへのお願いとお知らせ—

の拡大防止に向けて

新型コロナウイルス感染症対策本部から

政府が「緊急事態宣言」を発出したことを受け、市は4月7日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しました。市民の皆さんには、外出自粛や休業要請など大変ご不便をお掛けすることとなり、申し訳ございません。しかし、感染拡大の波が足元まで迫っていることから、ご協力をよろしくお願いいたします。

島田市は、市民の命と生活、そして健康を全力で守るため、しっかりと対策に取り組んでいきます。



QRコードから、緊急メッセージ動画をご覧ください。

「感染を心配し不安を抱えている方へのメッセージ」

4月17日公開分から一部抜粋

新型コロナウイルスの感染を心配し、不安を抱えている方。また、普段と違って体調がすぐれず、新型コロナウイルス感染症にかかったかもしれないと、心配されている方も、いらっしゃるのではないのでしょうか。

そうした皆さまの不安軽減につながるよう、島田市医師会長から、医療機関への受診方法についてご指導をいただきましたので、お伝えしたいと思います。

帰国者・接触者相談センターに電話したけれど、つながらない。あるいは、つながったけれど、PCR検査を受けられないなど、お困りの方は、まずはかかりつけの先生にご相談ください。

かかりつけの先生に受診する時には、必ず、

- ◎受診前にあらかじめ電話で相談してから、受診するようにして下さい。その際は、マスクを着用しましょう。
- ◎病院の受付や待合室では、不必要な会話は控えましょう。
- ◎受診前と受診後は、しっかりと手洗いをお願いします。

新型コロナウイルスとの戦いは、長期戦になります。STAY HOME! どうか、家に居てください。動かないでください。何より、生命を守ることが大切です。とにかく、不要不急の外出を避けてください。

移動の自粛により、大変不自由な思いをお掛けしているかと思いますが、しかし、いつあなたが感染するかも分からないのです。数多くの誤った情報やうわさ話に惑わされることなく、情報源を確認し、正しい情報に基づいて行動してください。

毎日、新型コロナウイルスについての「市長への手紙」がたくさん届きます。今、市民の皆さまの生活が大変なことを、私はひしひしと、この胸に感じています。しかし今、この試練を、市民の皆さまとともに乗り越えることが、何よりも重要です。

今こそ、島田市一丸となって、この見えざる敵に立ち向かっていきましょう。

島田市長 染谷絹代



※内容は、変更される場合があります。最新情報や詳細は、市ホームページ「トップ」>「緊急情報」をご覧ください。

給付金

特別定額給付金

給付額／10万円(対象者1人につき)

対象／4月27日において、住民基本台帳に記録されている人(受給権者は、その人が属する世帯の世帯主)

申請方法／①市から届く申請書(5月19日以降順次発送予定)を返送 ②オンライン(マイナポータル)

受付開始予定／①5月19日(火) ②5月8日(金)

給付開始予定／5月22日(金)

☎総務省コールセンター ☎0120-260020 (フリーダイヤル・午前9時～午後6時30分)

島田市特別定額給付金事業実施本部 ☎36-7627

子育て世帯への臨時特別給付金

▶児童手当3・4月分の受給者に支給。

給付額／1万円(対象児童1人につき)

申請／不要(支給時期は別途通知)

※公務員は、住所地での申請が必要です。

☎子育て応援課 ☎36-7159

給付金(事業者)

新型コロナウイルス感染症対策

中小企業者応援給付金(農業者を含む)

▶新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が大幅に減少し、経営に影響を受けている中小企業者を応援するため、対象となる事業主に交付。

交付額／10万円

☎商工課 ☎36-7146 / 農業振興課 ☎36-7168

新型コロナウイルス感染症対策

中小企業者家賃等応援給付金

▶新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、中小企業者の賃料等を支援するため交付。

交付額／賃借の場合・10万円、所有の場合・5万円

☎商工課 ☎36-7146

助成金(事業者)

新型コロナウイルス感染症にかかる

雇用調整助成金の特例措置への補助

▶経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用の維持を図るための休業手当に要した費用の、事業主負担分を一部助成。

☎ハローワーク島田 ☎36-8609 / 商工課 ☎36-7146

手当金

新型コロナウイルス感染症に伴う

国民健康保険・後期高齢者医療保険傷病手当金

(給与受給者に限る)

支給額／(直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数

対象／国保または後期の被保険者で、新型コロナウイルスの感染者。または感染が疑われ勤務できない人

支給要件／勤務できなくなった日から起算して3日を経過した日から、勤務できない期間

適用期間／1月1日～9月30日(最長1年6カ月)

※他にも要件があります。必ず申請前に、電話でお問い合わせください。

☎国保年金課 ☎36-7151・☎36-7191

納税

新型コロナウイルス感染症の影響による

納税困難者に対する猶予制度

※納税者または家族が、新型コロナウイルスに感染した場合や、それに伴う経済的な影響があり納税困難となった場合、納税を猶予する制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

猶予期間／原則1年

☎納税課 ☎36-7139 / 国保年金課 ☎36-7178

協力金(事業者)

島田市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

▶4月27日から5月6日まで、休業要請に応じて、休業した市内中小企業者等に支給。

支給額／30万円(県協力金を含む)

☎商工課(休業要請・協力金コールセンター)

☎36-7146

固定資産税(事業者)

固定資産税の特例の拡充・延長

▶市内中小企業者等が新たに投資した設備について、特例の適用対象を拡充するとともに、投資後3年間の免除適用期限を延長。

拡充対象／事業用家屋・構造物(門・壁・広告塔など)

延長期限／2年間(2021年3月末から)

☎商工課 ☎36-7146